【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の26第1項

【提出先】 近畿財務局長

【氏名又は名称】 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均

【住所又は本店所在地】 大阪市中央区北浜四丁目 5番33号

【報告義務発生日】 平成20年3月31日

【提出日】 平成20年4月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 該当なし

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	共英製鋼株式会社
証券コード	5440
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、大阪

第2 【提出者に関する事項】

- 1 【提出者(大量保有者) / 1】
 - (1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	住友信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	大正14年 7 月28日
代表者氏名	常陰 均
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務・預金業務・貸付業務・外国為替業務・証券業務(公共債の売 買等)他

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウ サウスタワー 住友信託銀行株式会社 受託資産企画部 企画チーム 高田 克己
電話番号	03(6256)3529

(2) 【保有目的】

信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。 投資顧問業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。 発行会社との総合取引推進のため、安定株主としての長期保有目的で保有するもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1 号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・ 口)	90,000株		2,736,000株
新株予約権証券(株)	A		Н
新株予約権付社債券(株)	В		I
対象有価証券 カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 90,000株	Р	Q 2,736,000株
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	R		
共同保有者間で引渡請求 権等の権利が存在するも のとして控除する株券等 の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		2,826,000株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成20年3月31日現在)	V 44,898,730株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	6.29%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借契約	
Nomura International plc	2,100株
日興シティグループ証券株式会社	7,700株
野村證券株式会社	800株
ドイツ証券株式会社	3,600株
Merrill Lynch International	5,900株
JPモルガン証券株式会社	2,200株
ビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	5,500株
ゴールドマン・サックス証券株式会社	6,000株

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (株式会社)
氏名又は名称	The Sumitomo Trust Finance(H.K.)Ltd. (住友信託財務(香港)有限公司)
住所又は本店所在地	Suites 704-706,7th Floor,Three Exchange Square,8 Connaught Place, Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和53年7月4日
代表者氏名	古川 勝
代表者役職	取締役社長
事業内容	証券業務・信託業務・商業銀行業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウ サウスタワー 住友信託銀行株式会社 受託資産企画部 企画チーム 高田 克己
電話番号	03(6256)3529

(2) 【保有目的】

投資顧問業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3 項本文	法第27条の23第 3 項第 1 号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・ 口)			55,500株
新株予約権証券(株)	A		Н
新株予約権付社債券(株)	В		I
対象有価証券 カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 55,500株
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	R		
共同保有者間で引渡請求 権等の権利が存在するも のとして控除する株券等 の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		55,500株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成20年3月31日現在)	V 44,	898,730株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.12%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

第3 【共同保有者に関する事項】

- 1 【共同保有者 / 1】
 - (1) 【共同保有者の概要】

該当事項なし。

【共同保有者】

【個人の場合】

【法人の場合】

【事務上の連絡先】

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

該当事項なし。

【保有株券等の数】

【株券等保有割合】

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1 【提出者及び共同保有者】
- (1)住友信託銀行株式会社
- (2) The Sumitomo Trust Finance(H.K.)Ltd.(住友信託財務(香港)有限公司)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3 項本文	法第27条の23第 3 項第 1 号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・ 口)	90,000株		2,791,500株
新株予約権証券(株)	A		н
新株予約権付社債券(株)	В		1
対象有価証券 カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受託証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 90,000株	Р	Q 2,791,500株
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	R		
共同保有者間で引渡請求 権等の権利が存在するも のとして控除する株券等 の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		2,881,500株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H +I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成20年3月31日現在)	V 44,898,730株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U+V)×100)	6.42%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
住友信託銀行株式会社	2,826,000株	6.29%
The Sumitomo Trust Finance(H.K.)Ltd. (住友信託財務(香港)有限公司)	55,500株	0.12%
合 計	2,881,500株	6.42%